The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	春秋經傳集解譯稿（一）：隱公元年～五年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 1996, 18, p. 82-121
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61119
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿（一）

——隱公元年～五年

岩本憲司
（跡見学園女子大学）

凡例

一、底本には、便宜を第一に考えて、嘉慶二十年江西南昌府學開雕の阮刻十三經注疏本〔臺灣藝文印書館影印〕を用いた。

一、本稿の體裁は、以下のごとくである。

經　原文

傳　原文

㊟　『集解』の譯文〔紙面の都合で、原文は省いた。〕

附　所謂譯注〔校勘、訓詁名物、出典等〕を含めた、譯者の解説部分〔ただし、『集解』の論理に筋を通すことを第一目的とするため、所謂譯注は必要最小限に止めた。〕

一、各種記號は、常識的に用いた。ただし、次の二つは、説明を要する。

（　）……譯者の補足であって、この部分をとばして讀んでも、意味は通じる。

〔　〕……言いかえ、解説等である。

團惠公元妃孟子

㊟「元妃」と言っているのは、最初の嫡夫人であることを明らかにしたのである。「子」は、宋の姓である。

團孟子卒

㊟「薨」と稱していない〔「卒」と言っている〕のは、喪禮が正式に行われなかったからである。諡〔おくりな〕がないのは、夫より先に死んだため、夫の諡に從うわけにゆかなかったからである。

附疏に引く『釋例』に「婦人無外行　於禮當繫夫之諡以明所屬」とあるのを參照。

なお、疏に「服虔云　嫌與惠公俱卒　故重言之」とある。

團繼室以聲子　生隱公

㊟「聲」は、諡である。おそらく、孟子の姪娣であろう。諸侯が最初に（夫人を）娶るとき、（その夫人と）同姓の國（の女）が、姪娣をつれて、媵となる。元妃が死んだ場合は、次妃が内むきの事を代わりに治めるが、「夫人」と稱することは出來ないから、「繼室」と言うのである。

附成公八年の傳文に「凡諸侯嫁女　同姓媵之　異姓則否」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「古者諸侯之娶　適夫人及左右媵各有姪娣　皆同姓之國　國三人　凡九女　參骨肉至親　所以息陰訟　陰訟息　所以廣繼嗣」とあり、「夫人薨　不更聘　必以姪娣媵繼室」とあるのを參照。

なお、『通典』卷第一百四に「服虔注聲子之諡非禮也」とあり、また、『晉書』禮志中に「聲子爲諡　服虔諸儒以爲非」とある。

團宋武公生仲子　仲子生而有文在其手　曰爲魯夫人　故仲子歸于我

㊟婦人が嫁ぐことを「歸」という〔隱公二年公羊傳文〕。掌の紋樣がそのまま字形を成していて、天命のようであったから、魯に嫁がせたのである。

團生桓公而惠公薨

㊟（單に）魯に嫁いで男子を生んだということであって、惠公は桓公が生まれた年に薨じたわけではない。

附疏に引く『釋例』に「今推案傳之上下　羽父之弑隱公　皆諮謀於桓　然則桓公已成人也　傳云生桓公而惠公薨　指明仲子唯有此男　非謂生在薨年也　桓已

成人而弑隱卽位　乃娶於齊　自應有長庶　長庶　故氏曰孟」とあるのを参照。

傳是以隱公立而奉之

㊟隱公は繼室の子であるから、後を嗣ぐ資格があったが、（仲子に）禎祥〔めでたいしるし〕があったため、亡き父の志をとげようとした。（ただし）桓公がまだ年少だったので、太子として立て、國人をひきいて奉戴したのである。（ここは）經の「元年春」に「卽位」が書かれていないために傳したのである。

附疏に「賈逵以爲隱立桓爲大子　奉以爲君」とあるのを参照。

なお、異説として、疏に「鄭衆以爲隱公攝立爲君　奉桓爲大子」とある。

〔隱公元年〕

經元年春王正月

㊟隱公の始めの年であり、周王の正月である。一般に、人君が卽位すると、元を體して正に居ろうとするから、「一年」「一月」とは言わないのである。隱公は卽位はしなかったけれども、かりに君事を代行したから、普通の君と同じように、廟に朝し朔を告げたのである。朔を告げ朝正する〔廟に朝する〕例は、襄公二十九年にある。卽位の例は、隱公元年・莊公元年・閔公元年・僖公元年にある。

附注の「告朔朝正例」については、襄公二十九年の傳文に「二十九年春王正月公在楚　釋不朝正于廟也」とある。また、注の「卽位例」については、隱公元年の傳文に「元年春王周正月　不書卽位　攝也」とあり、莊公元年の傳文に「元年春　不稱卽位　文姜出故也」とあり、閔公元年の傳文に「元年春　不書卽位　亂故也」とあり、僖公元年の傳文に「元年春　不稱卽位　公出故也」とある。

なお、疏に「服虔亦云　孔子作春秋　於春每月書王以統三王之正」とある。

經三月公及邾儀父盟于蔑

㊟附庸の君は、王の命を受けていないから、例として名を稱す。（ここは）よく自力で大國と通交し、よしみをつなぎ民を安んずる〔隱公七年傳文〕ことが出來たから、字〔あざな〕を書いて貴んだのである。

名をいう例は、莊公五年にある。邾は、今の魯國の鄒縣である。「蔑」は、姑蔑で、魯地である。魯國の卞縣の南部に、姑城がある。

㊟注の「名例」については、莊公五年の傳文に「五年秋郳犂來來朝　名　未王命也」とある。

なお、疏に「賈服以爲儀父嘉隱公有至孝謙讓之義而與結好　故貴而字之　善其慕賢説讓」とある。

㊟夏五月鄭伯克段于鄢

㊟國を稱して討たずに、「鄭伯」と言っているのは、教誨を怠ったことを譏ってである。段は、弟としての道にそむいたから、「弟」と言わず〔傳文〕、鄭伯は教誨を怠ったけれども、段もまた惡逆であった、ということを明らかにしたのである。君が臣を討ったのに、君どうしの例を用いている〔「克」と言っている〕のは、段は強大な實力者であって、大邑に據って國都と匹敵した、ということを言わんとしてであり、所謂「實力者を倒した場合には『克』という」〔莊公十一年傳文〕ということである。國を稱して討つ例は、莊公二十二年にあり、實力者を倒す例は、莊公十一年にあり、（同）母弟の例は、宣公十七年にある。鄭は、滎陽の宛陵縣の西南部にあった。「鄢」は、今の潁川の鄢陵縣である。

㊟注の前半については、疏に引く『釋例』に「兄而害弟者　稱弟以章兄罪　弟又害兄　則去弟以罪弟身統論其義　兄弟二人交相殺害　各有曲直　存弟則示兄曲也　鄭伯既失教　若依例存弟　則嫌善段　故特去弟　兩見其義」とあるのを參照。

注の「據大都以耦國」については、閔公二年の傳文に「内寵並后　外寵二政　嬖子配適　大都耦國　亂之本也」とあるのを參照。

注の「國討例」については、莊公二十二年に「陳人殺其公子御寇」とある。ただし、その傳文に特に解説はない。なお、疏に「諸注言例在者　未必皆有凡例也」とある。

注の「母弟例」については、宣公十七年の傳文に「凡大子之母弟　公在曰公子　不在曰弟　凡稱弟　皆母弟也」とある。

㊟秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之賵

㊟「宰」は官であり、「咺」は名である。咺は、死者に贈りものをするのに、尸の期間〔葬まで〕に間に合わず、遺族を弔問するのに、哀哭の期間に間に合わず、（また）前もって凶事の贈りものをした〔以上、傳文〕から、貶して名をいったのである。（つまり）これは、天子の大夫は（本來）字を稱するという例である。「仲子」は、桓公の母である。婦人には諡がないから、字〔「仲」〕を姓〔「子」〕に配したのである。「來」は、外からという表現であり、「歸」は、かえらないという表現である。

㊟注の前半については、公羊傳文に「宰者何　官也　咺者何　名也」とあるのを參照。また、下の「冬十有二月祭伯來」の疏に引く『釋例』に「（王之）大夫稱字　南季榮叔　是也」とあるのを參照。

注の後半については、公羊傳文に「仲子者何　桓之母也」とあり、何注に「以無諡也　仲字　子姓　婦人以姓配字」とあるのを參照。

なお、疏に「服虔云　賵　覆也　天王所以覆被臣子」とある。また、穀梁成公八年の疏に「賈逵云　畿内稱王　諸夏稱天王　夷狄稱天子」とあり、『周禮』大行人の疏に「服氏云　咺　天子宰夫」とある。

㊟九月及宋人盟于宿

㊟客〔宋〕にも主〔魯〕にも名がないのは、いづれもみな微者だったからである。「宿」は、小國で、東平の無鹽縣である。一般に、盟について、國（名）で地をいうのは、その國の君も盟に參加した場合である。例は、僖公十九年にある。宋は、今の梁國の睢陽縣である。

㊟注の「皆微者也」については、公羊傳文に「孰及之　内之微者也」とあり、何注に「宋稱人者　亦微者也」とあるのを參照。また、穀梁傳文に「及者何　内卑者也　宋人　外卑者也」とあるのを參照。

注の「例在僖十九年」については、僖公十九年に、「冬會陳人蔡人楚人鄭人盟于齊」とあり、傳文に「陳穆公請脩好於諸侯以無忘齊桓之德　冬盟于齊　脩桓公之好也」とある。

㊟冬十有二月祭伯來

㊟「祭伯」は、諸侯で王の卿士となった者である。「祭」

は國で、「伯」は爵である。傳が「王命ではなかった」と言っているのは、「使」を稱していないことを解釋したのである。

附注の前半については、疏に引く『釋例』に「王之公卿皆書爵　祭伯凡伯　是也」とあるのを參照。

注の後半については、公羊傳文に「何以不稱使」とあり、何注に「据凡伯稱使」とあるのを參照。

經公子益師卒

注傳例に「公が小斂に臨席しなかったから、日を書かない」とあるのは、（恩の）厚薄を示すため（の手立て）である。《春秋》は、（普通）日・月を義例とはしない。卿佐の喪に限り、日（の有無）に託して義をあらわしているのは、事の得失が（その性格上）人君を褒貶するほどのものではなく、かといって、死者の罪でもないため、表現しようがなく、ただ、人臣は輕賤であるため、死日は省略可能であるから、特別に、日に假りて義をあらわしたのである。

附注の「傳例」については、疏に「傳文與上下作例者注皆謂之傳例」とある。

注の「示厚薄」については、疏に引く『釋例』に「君之卿佐　是謂股肱　股肱或虧　何痛如之　疾則親問焉　喪則親與小斂大斂　愼終歸厚之義也　故仲尼脩春秋　卿佐之喪　公不與小斂　則不書日　示厚薄戒將來也　卽以新死小斂爲文　則但臨大斂及不臨其喪　亦同不書日也」とあるのを參照。

なお、注の「獨記日以見義者」の「記」は、諸本に從って、「託」に改める。

傳元年春王周正月

注「周」と言うことによって、夏・殷と區別したのである。

傳不書卽位　攝也

注かりに君の政を代行しただけで、卽位の禮は脩めなかったから、史官が典策に書かなかったのである。それ故、傳は、普通とは違うということを示したのである。

附疏に引く『釋例』に「遭喪繼位者　每新年正月　必改元正位　百官以序　故國史皆書卽位於策以表之隱既繼室之子　於第應立　而尋父娶仲子之意　委位

以讓桓　天子既已定之　諸侯既已正之　國人既已君之　而隱終有推國授桓之心　所以不行卽位之禮也
隱莊閔僖　雖居君位　皆有故而不脩卽位之禮　或讓而不爲　或痛而不忍　或亂而不得　禮廢事異　國史固無所書　非行其禮而不書於文也　潁氏説以爲魯十二公　國史盡書卽位　仲尼脩之　乃有所不書　若實卽位　則爲隱公無讓　若實有讓　則史無緣虛書」とあるのを参照。

なお、疏に「賈服之徒以爲四公皆實卽位　孔子脩經乃有不書」とある。

傳三月公及邾儀父盟于蔑　邾子克也

注「克」は、儀父の名である。

傳未王命　故不書爵　曰儀父　貴之也

注王が未だ命を賜って諸侯としていなかったのである。その後、儀父は齊の桓公に服事して王室を助けたため、王が命じて邾子とした。だから、莊公十六年の經には「邾子克卒」と書かれているのである。

附疏に「賈服以爲北杏之會時　已得王命」とある〔なお、北杏の會は、莊公十三年である〕。

また、疏に「服虔云　爵者醮也　所以醮盡其材也」とある。

傳公攝位而欲求好於邾　故爲蔑之盟

注ともに盟ったわけを解説したのである。

傳夏四月費伯帥師城郎　不書　非公命也

注「費伯」は、魯の大夫である。「郎」は、魯の邑である。高平の方輿縣の東南部に郁郎亭がある。傳に「君が行なえば必ず書く」〔莊公二十三年〕とある。とすれば、史官が典策に書くのは、いづれもみな、君が（行なうよう）命じた事である。今ここで、經に書かれていないのも、（このような）史官の舊法に因ったものであるから、傳がこれを釋したのである。諸々の、魯の事について傳が「不書」を釋している場合は、他もみな、ここと同様である。

傳初鄭武公娶于申　曰武姜

注「申」國は、今の南陽の宛縣である。

附疏に「賈逵云　凡言初者　隔其年　後有禍福　將終之　乃言初也」とある。

團生莊公及共叔段

注段は、共に出奔したから、「共叔」と言うのであり、晉侯が、鄂にいたから、これを「鄂侯」と言う、のと同じである。

附隱公六年の傳文に「翼九宗五正頃父之子嘉父逆晉侯于隨　納諸鄂　晉人謂之鄂侯」とあるのを參照。なお、疏に「賈服以共爲謚」とある。

團莊公寤生　驚姜氏　故名曰寤生　遂惡之

注眠っていて目がさめると、莊公が生まれていたから、驚いてにくんだのである。

團愛共叔段　欲立之

注太子として立てようとしたのである。

團亟請於武公　公弗許　及莊公卽位　爲之請制　公曰　制巖邑也　虢叔死焉　佗邑唯命

注「虢叔」は、東虢の君である。制が要害の地であることに恃んで、德を脩めなかったため、鄭に滅された。段が同じようになるのを恐れたから、他の邑をすすめたのである。虢國は、今の滎陽縣である。

附『國語』鄭語に「是其子男之國　虢鄶爲大　虢叔恃勢　鄶仲恃險　是皆有驕侈怠慢之心　而加之以貪冒」とあり、韋注に「勢　阻國也　險　阨也　皆恃之而不脩德」とあるのを參照。なお、疏に「（賈逵）云　虢叔封西　虢仲封東」とある〔挍勘記を參照〕。

團請京　使居之　謂之京城大叔

注公は、姜氏の請願に順って、段を京に居住させ、これを「京城大叔」と呼んだ。一般の臣とは違う、特別扱いをした、ということである。「京」は、鄭の邑で、今の滎陽の京縣である。

附『史記』鄭世家の〈集解〉に「賈逵曰　京　鄭都邑」とあるのを參照。

團祭仲曰　都城過百雉　國之害也

注「祭仲」は、鄭の大夫である。長さが一丈で、高さが一丈を、「堵」という。三堵を、「雉」という。（つまり）一雉の牆は、長さが三丈で、高さが一丈である。侯伯の城〔國都〕は、五里四方、（つまり）さしわたしが三百雉であるから、その都邑は、大きくても、百雉〔國都の三分の一〕をこえることは出來ないのである。

附疏に「賈逵馬融鄭玄王肅之徒　爲古學者　皆云　雉

長三丈」とあるのを参照。また、『禮記』坊記疏に引く鄭玄の〈駁異義〉に「天子城九里　公城七里　侯伯之城五里　子男之城三里」とあるのを参照。

傳先王之制　大都不過參國之一

㊟國都の城牆の三分の一である。

傳中五之一　小九之一　今京不度　非制也

㊟法度に合致せず、先王の制に反している。

傳君將不堪　公曰　姜氏欲之　焉辟害　對曰　姜氏何厭之有　不如早爲之所

㊟適當な身のおき所を與える。

傳無使滋蔓　蔓難圖也　蔓草猶不可除　況君之寵弟乎　公曰　多行不義　必自斃　子姑待之

㊟「斃」は、踣〔たおれる〕である。「姑」は、且〔しばらく〕である。

傳既而大叔命西鄙北鄙貳於己

㊟「鄙」は、鄭の邊邑である。「貳」は、兩方に服屬することである。

傳公子呂曰　國不堪貳　君將若之何

㊟「公子呂」は、鄭の大夫である。

傳欲與大叔　臣請事之　若弗與　則請除之　無生民心

㊟大叔を長いあいだ除去しないでおくと、國中の民があだし心を持つようになる。

傳公曰　無庸　將自及

㊟わざわざ除去しなくとも、禍害が自然にふりかかる、ということである。

傳大叔又收貳以爲己邑

㊟それまで兩方に服屬していたもの〔西鄙・北鄙〕を、今ここで、いづれもみな、自分の邑として取り込んだのである。

傳至于廩延

㊟他にもたくさん手を伸ばした、ということである。「廩延」は、鄭の邑である。陳留の酸棗縣の北部に延津がある。

傳子封曰　可矣　厚將得衆

㊟「子封」は、公子呂である。「厚」とは、土地が廣大なことをいう。

傳公曰　不義不暱　厚將崩

㊟君に對して不義であり、兄に對して不親である者には、民が附從するはずはないから、いくら土地が廣大であっても、必ず崩れる。

團大叔完聚

㊟城郭を堅固にし、人民を聚めたのである。

附疏に「服虔以聚爲聚禾黍也」とある。

團繕甲兵　具卒乘

㊟歩兵を「卒」といい、車兵を「乘」という。

團將襲鄭　夫人將啓之

㊟「啓」は、開〔ひらく・手引きする〕である。

團公聞其期　曰　可矣　命子封帥車二百乘以伐京

㊟昔は、兵車一輛につき、甲士が三人と、歩卒が七十二人とであった。

團京叛大叔段　段入于鄢　公伐諸鄢　五月辛丑大叔出奔共

㊟「共」國は、今の汲郡の共縣である。

附『史記』鄭世家の〈集解〉に「賈逵曰　共　國名也」とあるのを參照。

團書曰鄭伯克段于鄢　段不弟　故不言弟　如二君　故曰克　稱鄭伯　譏失教也　謂之鄭志　不言出奔　難之也

㊟傳は、夫子が《春秋》を作るのに、舊史を改めて義を明らかにした、ということを言っているのである。

（鄭伯は）早めに段に適當な身のおき所を與えることをせず、その惡を養成した〔助長した〕から、「教誨を怠った」と言っているのである。段は、實は出奔したのに、「克」という表現をとっているのは、鄭伯の本心は（段を）殺すことにあったため、出奔した〔逃げた〕などとは言いたくなかった、ということを明らかにしたのである。

附疏に「服虔云　公本欲養成其惡而加誅　使不得生出此鄭伯之志意也」とあるのを參照。

團遂寘姜氏于城潁

㊟「城潁」は、鄭地である。

附『史記』鄭世家の〈集解〉に「賈逵曰　鄭地」とあるのを參照。

團而誓之曰　不及黃泉　無相見也

㊟地中の泉だから、「黃泉」と言うのである。

附『史記』鄭世家の〈集解〉に「服虔曰　天玄地黃　泉在地中　故言黃泉」とあるのを參照。

團既而悔之　潁考叔爲潁谷封人

㊟「封人」とは、封疆（の守備）をつかさどる者である。

附『史記』鄭世家の〈集解〉に「賈逵曰　潁谷　鄭地」とある。

團聞之　有獻於公　公賜之食　食舍肉　公問之　對曰　小人有母　皆嘗小人之食矣　未嘗君之羹　請以遺之

㊟食事の時、（わざと）羹〔肉汁〕を啜らず、それによって（公に）質問させようとしたのである。宋の華元も、羊を殺して羹をつくり、士に振舞った。おそらく、（これが）賤官をもてなす際の、昔のしきたりだったのであろう。

附宣公二年の傳文に「將戰　華元殺羊食士」とある。

團公曰　爾有母遺　繄我獨無

㊟「繄」は、語助〔虛詞〕である。

附僖公五年の傳文に「惟德繄物」とあり、『詩』大雅〈泂酌〉の疏に「服虔注云　繄　發聲也」とあるのを參照。

團潁考叔曰　敢問何謂也

㊟武姜が存命であることを根據に、わざとたずねたのである。

團公語之故　且告之悔　對曰　君何患焉　若闕地及泉隧而相見　其誰曰不然

㊟「隧」は、今の延道〔地下道〕のようなものである。

團公從之　公入而賦　大隧之中　其樂也融融

㊟「賦」とは、詩を賦したのである。「融融」は、なごやか（なさま）である。

附疏に「服虔云　入言公　出言姜　明俱出入互相見」とある。

團姜出而賦　大隧之外　其樂也洩洩

㊟「洩洩」は、のびやか（なさま）である。

團遂爲母子如初　君子曰　潁考叔　純孝也

㊟「純」は、篤と同じである。

團愛其母　施及莊公　詩曰　孝子不匱　永錫爾類　其是之謂乎

㊟「不匱」とは　純孝〔篤孝〕である。莊公は、はじめは誤ったけれども、孝心を忘れていなかったから、考叔が感化して、それを實行させたのである。所謂「（純孝を）永く、なんじの同類〔莊公を指す〕に賜わる」ということである。詩人は、詩を作るのに、それぞれ、心情にもとづいて表現し、君子は、詩を論ずるのに、文辭にとらわれて（詩人の）心意をそ

こねたりしない。だから、《春秋》傳が『詩』を引いている場合、今の『詩』の解説〔毛傳・鄭箋など〕とは、必らずしも一致しないのである。後はみな、これに倣う。

附『詩』大雅〈既醉〉の毛傳には「匱竭　類善也」とあり、鄭箋には「永長也　孝子之行　非有竭極之時　長以與女之族類　謂廣之以教道天下也　春秋傳曰　潁考叔　純孝也　施及莊公」とある。

なお、注の「不以文害意」については、『孟子』萬章上に「故説詩者　不以文害辭　不以辭害志　以意逆志　是爲得之」とあるのを参照。

團秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之賵　緩　且子氏未薨　故名

㊟惠公の葬は《春秋》の前にあったから、「緩〔おそい〕」と言っているのである。「子氏」とは、仲子のことであり、薨じたのは二年である。「賵」は、喪を助けるための物である。

附二年に「十有二月乙卯夫人子氏薨」とある。

團天子七月而葬　同軌畢至

㊟「同軌」と言うことによって、四夷の國と區別したのである。

附疏に「鄭玄服虔皆以軌爲車轍也」とある。

團諸侯五月　同盟至

㊟（「同盟」とは）方嶽の盟に同席したものである。

團大夫三月　同位至

㊟昔、（大夫の）行役〔出張〕は、時〔三箇月〕をこえなかった。

附隱公五年の穀梁傳文に「伐不踰時」とあるのを参照。

團士踰月　外姻至

㊟「踰月」とは、月をわたる〔こえる〕ということである。「姻」は、親と同じである。ここは、（死者の身分によって）それぞれ、弔問客の範圍に差がつけられ、同時に、葬の時期もきめられている、ということを言っているのである。

附注の「踰月　度月也」について。襄公四年に「秋七月戊子夫人姒氏薨」とあり、「八月辛亥葬我小君定姒」とあり、注に「踰月而葬　速」とある。一方、襄公十五年に「冬十有一月癸亥晉侯周卒」とあり、同十六年に「春王正月葬晉悼公」とあり、注に「踰

月而葬　速也」とある。兩者を比較するに、後者の「踰月」は、十二月という一箇月を間にはさんでという意味であるが、前者は、一箇月もたっておらず、「踰月」は、單に翌月という意味である。言いかえれば、前者の「月」は、死んだその月を指し、後者の「月」は、次の月を指している。ここの「踰月」は、おそらく、前者の意味なのであろう〔後者だと、「大夫」の場合と同じになってしまう〕。ちなみに、『説苑』修文篇に「天子七日而殯　七月而葬　諸侯五日而殯　五月而葬　大夫三日而殯　三月而葬　士庶人二日而殯　二月而葬」とある。

團贈死不及尸

注「尸」とは、葬る前（の期間）の通稱である。

團弔生不及哀

注諸侯以上は、葬がおわると、縗麻〔喪服〕を除いて、哭位〔哭する場所？〕もなくし、（その後は）諒闇する〔心喪する〕だけで、（三年の）喪をしとげるのである。

附『晉書』禮志中に「尚書杜預以爲　古者天子諸侯三年之喪始同齊斬　既葬除喪服　諒闇以居　心喪終制　不與士庶同禮」とあるのを參照。

團豫凶事　非禮也

注仲子がまだ存命中なのに、來て贈ったから、「前もって凶事の贈りものをした」と言っているのである。

團八月紀人伐夷　夷不告　故不書

注「夷」國は、城陽の莊武縣にあり、「紀」國は、東莞の劇縣にあった。隱公十一年の傳例に「凡そ、諸侯に事件があった場合、報告してくれば書き、そうでなければ書かない」とある。（ここの場合）史官が典策に書かなかったから、夫子も經に書かなかったのであり、傳は、その事件を示して、《春秋》の例を明らかにしたのである。他はみな、これに倣う。

附序に「其發凡以言例　皆經國之常制　周公之垂法　史書之舊章　仲尼從而修之　以成一經之通體」とあるのを參照。

團有蜚　不爲災　亦不書

注「蜚」は、負蠜〔臭蟲？〕である。莊公二十九年の傳例に「凡そ、物は、災害をもたらさなければ、書

かない」とある。ここでまた、これを發しているのは、傳が依據したのは、史官の典策だけなのではなく、あわせて、簡牘の記からも采った、ということを明らかにしたのである。他はみな、これに倣う。

附序に「大事書之於策　小事簡牘而已」とあるのを參照。また、十一年の注に「命者　國之大事政令也　承其告辭　史乃書之於策　若所傳聞行言　非將君命　則記在簡牘而已　不得記於典策　此蓋周禮之舊制」とあるのを參照。

團惠公之季年　敗宋師于黄

㊟「黄」は、宋の邑である。陳留の外黄縣の東部に黄城がある。

團公立而求成焉　九月及宋人盟于宿　始通也

㊟經に義例がないから、傳はただ事件の趣旨だけを言ったのである。他はみな、これに倣う。

附序に「其經無義例　因行事而言　則傳直言其歸趣而已　非例也」とあるのを參照。

團冬十月庚申改葬惠公　公弗臨　故不書

㊟桓公を太子にした（or桓公が太子であった）から、隱公は謙讓して、喪主にはならなかったのである。隱公が君の政を代行していたから、隱公（の出缺）にもとづいて言ったのである。

附『太平御覽』卷第五百五十三に「賈逵曰　改葬　改備禮也　葬　嗣君之事　公不臨　言無恩　禮曰　改葬緦也」とある。

團惠公之薨也　有宋師　大子少　葬故有闕　是以改葬

附疏に「服虔以爲宋師卽黄之師也　是時宋來伐魯　公自與戰」とある。

團衞公來會葬　不見公　亦不書

㊟諸侯が會葬するのは、非禮である。（ここは）公と接して禮を成すことが出來なかったから、典策に書かなかったのである。他はみな、これに倣う。「衞」國は　汲郡の朝歌縣にあった。

團鄭共叔之亂　公孫滑出奔衞

㊟「公孫滑」は、共叔段の子である。

團衞人爲之伐鄭　取廩延　鄭人以王師虢師伐衞南鄙

㊟「虢」は、西虢國である。弘農の陝縣の東南部に虢城がある。

傳請師於邾　邾子使私於公子豫

㊟「公子豫」は、魯の大夫である。非公式に〔内々に〕師を請うたのである。

傳豫請往　公弗許　遂行　及邾人鄭人盟于翼

㊟「翼」は、邾地である。

傳不書　非公命也

傳新作南門　不書　亦非公命也

㊟「公が（行なうよう）命じたことではないから、書かなかった」と（いう傳を）三度も示しているのは、いづれもみな、大事を行なったから、省略せずに、いちいち擧げたのである。

傳十二月祭伯來　非王命也

傳衆父卒

㊟「衆父」は、公子益師の字〔あざな〕である。

傳公不與小斂　故不書日

㊟禮では、卿佐の喪は、小斂〔死の翌日〕と大斂〔死の翌々日〕とのいづれにも、君みづからが臨席する。恩が厚いことを崇ぶからである。（なお）死んだばかりのとき〔死の翌日〕は、（特に）情が篤く禮が重いから、「小斂」で表現したのであって、大斂だけには臨席した場合、及び、兩方に〔大斂にも〕臨席しなかった場合も、同じく日を書かない。

附注の表現は「至於〔二つの場合〕亦同不書日」という形になっているが、實際には、この二つの場合しかあり得ない。

なお、疏に「賈逵云　不與大斂　則不書卒」とある。

〔隱公二年〕

經二年春公會戎于潛

㊟戎・狄・夷・蠻は、いづれもみな、氐・羌の別種である。戎であるのに「會」と書いているのは、自分たちの慣習に順って禮をなしたのであり、いづれもみな、戎子駒支のような、中國に居住していた者をいう。陳留の濟陽縣の東南部に戎城がある。「潛」は、魯地である。

附襄公十四年の傳文に「（戎子駒支）對曰（中略）我諸戎飲食衣服不與華同　贄幣不通　言語不達」とあるのを參照。

經夏五月莒人入向

注「向」は、小國である。譙國の龍亢縣の東南部に向城がある。「莒」國は、今の城陽の莒縣である。將が卑く師が少ない場合は、「人」と稱する。その土地を占有しなかった場合は、「入」と言う。（後者の）例は、襄公十三年にある。

附注の「將卑師少稱人」については、疏に引く『釋例』に「大夫將　滿師稱師　不滿稱人而已　卿將　滿師則兩書　不滿則直書名氏　君將　不言帥師　卿將不言帥旅　此史策記注之常」とあるのを參照。また、隱公五年の公羊傳文に「將尊師衆　稱某率師　將尊師少　稱將　將卑師衆　稱師　將卑師少　稱人　君將　不言率師　書其重者也」とあるのを參照。

注の「弗地曰入　例在襄十三年」については、襄公十三年の傳文に「弗地曰入」とあり、注に「謂勝其國邑　不有其地」とある。

經無駭帥師入極

注「無駭」は、魯の卿である。「極」は、附庸の小國である。無駭に氏を書いていないのは、族を賜わっていなかったからである。族を賜わる例は、八年にある。

附八年の傳文に「無駭卒　羽父請謚與族　公問族於衆仲　衆仲對曰　天子建德　因生以賜姓　胙之土而命之氏　諸侯以字　爲謚　因以爲族　官有世功　則有官族　邑亦如之　公命以字爲展氏」とある。

なお、疏に「賈云　極　戎邑也」とある。

經秋八月庚辰公及戎盟于唐

注高平の方與縣の北部に武唐亭がある。八月ならば、庚辰（の日）はない。庚辰ならば、七月九日である。日か月か（のどちらか）が誤っているに違いない。

附疏に「杜勘檢經傳上下月日　制爲長歷　此年八月壬寅朔（中略）七月壬申朔」とあるのを參照。

經九月紀裂繻來逆女

㊟「裂繻」は、紀の大夫である。傳に「卿が君のために迎えた」とあるのは、それによって、卿が自分のために迎えた場合と區別したのである。女を迎えるのに、「使」を稱したり、「使」を稱さなかったりしているのは、昏禮では主人〔むこ〕を稱さないため、史官がそれぞれの事實〔母の有無〕に隨って書いたからであって、義例ではない。他はみな、これに倣う。

㊟注の前半については、疏に引く『釋例』に「天子娶則稱逆王后　卿爲君逆　則稱逆女　其自爲逆　則稱所逆之字　尊卑之別也」とあるのを參照。

注の後半については、公羊傳文に「何以不稱使　婚禮不稱主人　然則曷稱　稱諸父兄師友　宋公使公孫壽來納幣　則其稱主人何　辭窮也　辭窮者何　無母也　然則紀有母乎　曰有　有則何以不稱母　母不通也」とあるのを參照。

經冬十月伯姬歸于紀

㊟傳はない。「伯姬」は、魯の女であり、裂繻が（君のために）迎えた者である。

經紀子帛莒子盟于密

㊟「子帛」は、裂繻の字〔あざな〕である。莒と魯とは仲違いしていたが、紀侯は、魯から娶ると、大夫に莒と盟わせ、兩國を和解させたのである。（つまり）子帛は、魯のためによしみを結び民を安んじたから、傳に「魯のためである」とあり、魯の大夫になぞらえて「莒子」の上におき、字を稱して褒めているのである。字をいう例は、閔公元年にある。「密」は、莒の邑である。城陽の淳于縣の東北部に密鄉がある。

㊟注の「字例」については　閔公元年に「季子來歸」とあり、注に「季子　公子友之字　季子忠於社稷爲國人所思　故賢而字之」とあり、傳に「季子來歸嘉之也」とある。また、「冬齊仲孫來」とあり、注に「還使齊侯務寧魯難　故嘉而字之」とあり、傳に「書曰仲孫　亦嘉之也」とある。

經十有二月乙卯夫人子氏薨

㊟傳はない。桓公が未だ君ではなかったから、（その

母の）仲子は「夫人」と稱することが出來ないはずである。（しかしながら）隱公は桓公に讓って太子とし、その母の喪を正式に行ない、諸侯に赴告したから、經は、ここで、「夫人」と稱しているのである。（ただし）反哭しなかったから、「葬」は書いていない。例は、三年にある。

附三年の傳文に「夏君氏卒　聲子也　不赴於諸侯　不反哭于寢　不祔于姑　故不曰薨　不稱夫人　故不言葬」とある。

經鄭人伐衞

注凡そ、師について、鍾鼓（なり物）を用いた場合には、「伐」という。例は、莊公二十九年にある。

附莊公二十九年の傳文に「凡師有鍾鼓曰伐　無曰侵　輕曰襲」とある。

團二年春公會戎于潛　脩憲公之好也　戎請盟　公辭

注よしみを通ずることは許したが、盟を結ぶことは許さなかったのである。夷狄をふせぐには、一度だけでは不充分である、ということである。

附文公九年の公羊傳文に「許夷狄者不一而足也」とあるのを參照。

團莒子娶于向　向姜不安莒而歸　夏莒人入向　以姜氏還

注傳（意）は、婚姻の義に反している、と言っているのである。そもそも（事の）得失が小さいから、經に特別の表現がなく、傳で事實の詳細（だけ）を述べているのであるが、傳文をよく讀めば、その是非（の意）を戒めとすることが出來る。他はみな、これに倣う。

團司空無駭入極　費庚父勝之

注魯の司徒・司馬・司空は、いづれもみな、卿である。「庚父」とは、費伯のことである。（費伯は）前年に郎に城き、今ここで、その郎に據って極に勝つことが出來た。だから、傳は、前年において、郎に城いたことを言っているのである。

附元年の傳文に「夏四月費伯帥師城郎」とある。

傳戎請盟　秋盟于唐　復脩戎好也

傳九月紀裂繻來逆女　卿爲君逆也

傳冬紀子帛莒子盟于密　魯故也

傳鄭人伐衞　討公孫滑之亂也

注元年の、廩延を取った事件を、ただしたのである。

附元年の傳文に「鄭共叔之亂　公孫滑出奔衞　衞人爲之伐鄭　取廩延」とある。

〔隱公三年〕

經三年春王二月己巳日有食之

注傳はない。太陽の運行は遲く、一年で天を一周する。月の運行は速く、一箇月で天を一周する。（兩者は）一年で、合計十二回交會する。しかし、太陽と月とは動くものであるから、その運行の度合におおよその定量があるにせよ、少しは增減がないわけにゆかない。だから、交會しても食さない場合があったり、交會するたびに食する場合があったりする。正陽の月に限って、君子は日食を忌む。それ故に、鼓を伐って幣を用いるのである。いま、『釋例』において、〈長歷〉を用いて經傳を推算したところによると、この食は明らかに二月の朔である。「朔」を書いていないのは、史官が書き漏らしたのである。「朔」と日を書く例は、桓公十七年にある。

附注の「書朔日例」については、桓公十七年の傳文に「冬十月朔日有食之　不書日　官失之也　天子有日官　諸侯有日御　日官居卿以底日　禮也　日御不失日　以授百官于朝」とある。なお、經の方の注に「甲乙者　厤之紀也　晦朔者　日月之會也　日食不可以不存晦朔　晦朔須甲乙而可推　故日食必以書朔日爲例」とあるのを參照。

經三月庚戌天王崩

注周の平王である。實際には、壬戌に崩じたのだが、諸侯にはやく來てほしかったから、遠日〔十日以上も前の日附〕で赴告したのである。《春秋》が、實際に崩じた日を書かずに、遠日を書いているのは、その作爲をそのまま傳えて、臣子の過ちを懲らした

のである。襄公二十九年の傳に「（靈王の葬に際して）鄭の上卿〔子展〕には用事があったので、（彼は）印段に、周へ行って會葬させた」とある。今ここで、「葬」を書いていないのは、魯が會さなかったからである。

㊟疏に引く『釋例』に「天王僞赴　遂用其虛　明日月闕否　亦從赴辭　君子不變其文　以愼其疑　且虛實相生　隨而長之　眞僞之情　可以兩見　承赴而書之　亦所以示將來也」とあるのを参照。

㊟夏四月辛卯君氏卒

㊟隱公は、（自身）正君の禮に從うことをしなかったから、その母にも禮を備えることをしなかったのである。

㊟秋武氏子來求賻

㊟「武氏子」とは、天子の大夫の嗣である。（このとき）平王の喪〔なきがら〕が殯にあり、（そのため）新王は、未だ（臣下に）爵位を授けることが出來ず、（また、政事を）冢宰にまかせていた。だから、傳に「王が未だ葬られていなかった」とあるのである。（つまり、傳は）經が（「武氏子」と）父の族を稱し、また、「使」を稱していないわけを、（同時に）解釋しているのである。（なお）魯は、王の喪におくりものをせず、むこうから求めるようにさせてしまったのであるが、（このことについては）經が、事實をありのままに書くことによって、（既に）不敬であることを示しているから、傳は、あらためて解釋していないのである。

㊟注の「經直文以示不敬」については、序に「四日盡而不汙　直書其事　具文見意」とあるのを参照。

㊟八月庚辰宋公和卒

㊟「卒」と稱しているのは、外を略記することによって、内〔魯〕と區別したのである。元年に大夫（どうし）が宿で盟っているから、名によって赴告してきたのである。例は、七年にある。

㊟七年の傳文に「春滕侯卒　不書名　未同盟也　凡諸侯同盟　於是稱名　故薨則赴以名　告終稱嗣也　以繼好息民　謂之禮經」とある。

㊟冬十有二月齊侯鄭伯盟于石門

㊟赴告してきたから、書いたのである。「石門」は、齊地である。一説に、濟北の盧縣の故城の西南の濟水の門である。

㊟癸未葬宋穆公

㊟傳はない。魯が大夫を會葬させたから、書いたのである。死んだ（ばかりの）ときに「卒」と書くのは、史官は、國にいて赴告を承けるが、君のために、赴告の「薨」という表現をきらい、赴告（の表現）をなおして書く、からである。「葬」を書く場合に、諡を舉げ、「公」と稱するのは、會葬する者は外にいるため、あちらの國の表現による、からである。「葬」を書く例は、昭公六年にある。

㊟注の「魯使大夫會葬　故書」については、疏に引く『釋例』に「書他國之葬　必須魯會」とあるのを參照。

注の「始死書卒云云」については、上の注に「稱卒者　略外以別内也」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「内稱公而書薨　所以自尊其君　則不得不略外諸侯書卒以自異也」とあるのを參照。

注の「書葬則舉諡稱公者云云」については、疏に引く『釋例』に「至於既葬　雖邾許子男之君　皆稱諡而言公　各順臣子之辭」とあるのを參照。

注の「書葬例」については、昭公六年の傳文に「大夫如秦　葬景公　禮也」とある。

㊟三年春王三月壬戌平王崩　赴以庚戌　故書之

㊟夏君氏卒　聲子也　不赴於諸侯　不反哭于寢　不祔于姑　故不曰薨　不稱夫人　故不言葬

㊟夫人の喪禮は三つある。薨ずると、同盟の國に赴告するのが、第一である。葬がおわって、正午に墓からもどり、正寢で虞祭する、いわゆる寢での反哭が、第二である。卒哭して祖姑に祔祭するのが、第三である。このようにすれば、「夫人某氏薨」「葬我小君某氏」と書く。（つまり）これが、禮を完備した場合の表現である。赴告せず、祔祭しなかった場合は、喪禮が不備だったことになるから、死に「夫人

（某氏）薨」とは稱さず、葬に「葬我小君某氏」とは言わない。（また）反哭した場合は「葬」を書き、反哭しなかった場合は「葬」を書かない。今ここで、聲子の場合は、三つの禮を、いづれもみな闕いたのである。（なお、このことについては）『釋例』で詳しく論じている。

附定公十五年の傳文に「秋七月壬申姒氏卒　不稱夫人　不赴　且不祔也（中略）葬定姒　不稱小君　不成喪也」とあり、注に「反哭於寢　故書葬」とあるのを參照。また、哀公十二年の傳文に「死不赴　故不稱夫人　不反哭　故不言葬小君」とあるのを參照。なお、疏に引く『釋例』に「夫人子氏　赴而不反哭　故不書葬　定姒　則反哭而不赴　故書葬而不言小君」とある。

團不書姓　爲公故　曰君氏

㊟姓（「子」）を書いていないのは、正夫人（仲子）を憚ってである。（ただし）隱公は現に君であったから、「君氏」と稱して、特別に經に書き、普通の妾媵とは區別したのである。

附疏に引く『釋例』に「凡妾子爲君　其母猶爲夫人雖先君不命其母　母以子貴　其適夫人薨　則尊得加於臣子　外內之禮　皆如夫人矣　故姒氏之喪　責以小君不成　成風之喪　王使會葬　傳曰禮也　隱以讓桓攝位　故不成禮於聲子　假稱君氏以別凡妾媵　蓋是一時之宜　隱之至義也」とあるのを參照。

團鄭武公莊公爲平王卿士

㊟「卿士」とは、王の卿で政治をとり行なう者である。父と子とが（二代にわたって）周の政權を握っていた、ということである。

附『太平御覽』卷第四百八十に「賈逵曰　卿士也　有事者　六卿也」とある。なお、『國語』周語上「榮公爲卿士」の韋注に「卿士　卿之有事者」とあるから、『御覽』の「卿士也」の「也」は、あるいは、「之」の誤りかもしれない。

團王貳于虢

㊟「虢」とは、西虢公であり、同じく王朝に仕えていた。王は、政治を虢にも分擔させ、これ以上、鄭伯だけに任せまい、としたのである。

團鄭伯怨王　王曰　無之　故周鄭交質　王子狐爲質於

鄭　鄭公子忽爲質於周

㊟「王子狐」は、平王の子である。

團王崩　周人將畀虢公政

㊟周人は、平王の遺志をそのまま實現させようとしたのである。

團四月鄭祭足帥師取温之麥　秋又取成周之禾

㊟（周正の）「四月」は、今〔夏正〕の二月であり、「秋」は、今の夏であって、（これらの時期には）麥も禾も、いづれもみな、未だ實っていないはずである。（それなのに）「取」と言っているのは、（手にいれたのではなくて）おそらく、なぎたおし、ふみにじったのであろう。「温」は、今の河内の温縣である。「成周」は、洛陽縣である。

團周鄭交惡

㊟互いににくみ合うようになった。

團君子曰　信不由中　質無益也　明恕而行　要之以禮　雖無有質　誰能間之　苟有明信　澗谿沼沚之毛

㊟「谿」もまた、「澗」〔たにがわ〕である。「沼」は、池である、「沚」は、小渚〔小さな洲〕である。「毛」は、草である。

附『詩』召南〈采蘩〉の毛傳に「沼池　沚渚也」とあるのを參照。

團蘋蘩薀藻之菜

㊟「蘋」は、大萍〔大きなうきくさ〕である。「蘩」は、皤蒿〔しろよもぎ〕である。「薀藻」は、聚藻〔聚生する水藻〕である。

附『詩』召南〈采蘩〉の毛傳に「蘩　皤蒿也」とあるのを參照。また、同〈采蘋〉の毛傳に「蘋　大萍也（中略）藻　聚藻也」とあるのを參照。

團筐筥錡釜之器

㊟方形のを「筐」と言い、圓形のを「筥」と言う。足がないのを「釜」と言い、足があるのを「錡」と言う。

附『詩』召南〈采蘋〉の毛傳に「方曰筐　圓曰筥（中略）有足曰錡　無足曰釜」とあるのを參照。

團潢汙行潦之水

㊟「潢汙」は、停水〔たまり水〕であり、「行潦」は、流潦〔流れる雨水〕である。

附『詩』召南〈采蘋〉及び大雅〈泂酌〉の毛傳に「行潦　流潦也」とあるのを參照。

なお、疏に「服虔云　畜小水謂之潢　水不流謂之汙　行潦　道路之水」とある。

團可薦於鬼神　可羞於王公

㊟「羞」は、進〔すすめる〕である。

團而況君子結二國之信　行之以禮　又焉用質

㊟あちらとこちらの情〔まこと〕を盟約する場合を、一般論として述べたから、（「周鄭」ではなくて）「二國」と言っているのである。

團風有采蘩采蘋

㊟「采蘩」・「采蘋」は、『詩』の國風である。（これらについては）"粗末なものでもいとわない"という意味を取ったのである。

附『詩』召南〈采蘋〉の毛傳に「蘋藻　薄物也　澗潦至質也　筐筥錡釜　陋器也」とあるのを參照。また、大雅〈泂酌〉の鄭箋に「流潦　水之薄者也」とあるのを參照。

團雅有行葦泂酌

㊟『詩』の大雅である。「行葦」の篇については、"忠厚"という意味を取ったのである。「泂酌」の篇については、"行潦でも祭祀に供することが出來る"という意味を取ったのである。

附『詩』大雅〈行葦〉の序に「行葦　忠厚也」とあるのを參照。

團昭忠信也

㊟忠信〔まこと〕の行ないさえあれば、どんな粗末なものでも、用をなすことが出來る、ということを明らかにしている。

團武氏子來求賻　王未葬也

團宋穆公疾　召大司馬孔父而屬殤公焉　曰　先君舍與夷而立寡人

㊟「先君」とは、穆公の兄の宣公である。「與夷」は、宣公の子、つまり、（孔父に）託したところの「殤公」である。

團寡人弗敢忘　若以大夫之靈　得保首領以沒　先君若問與夷　其將何辭以對　請子奉之　以主社稷　寡人雖死　亦無悔焉　對曰　羣臣願奉馮也

㊟「馮」は、穆公の子の莊公である。

團公曰　不可　先君以寡人爲賢　使主社稷　若棄德不

讓　是廢先君之舉也　豈曰能賢

㊟讓らなければ、賢とは言えない、ということである。

傳光昭先君之令德　可不務乎　吾子其無廢先君之功

㊟先君は、賢者〔私〕を引き立てたことを功として（誇って）おられたのに、私がもし賢でなければ、それを無にすることになる。

傳使公子馮出居於鄭

㊟殤公を憚ったのである。

傳八月庚辰宋穆公卒　殤公卽位　君子曰　宋宣公可謂知人矣　立穆公　其子饗之　命以義夫

㊟命が義から出たのである。「夫」は、語助〔虛詞〕である。

傳商頌曰　殷受命咸宜　百祿是荷　其是之謂乎

㊟『詩』の頌である。殷の湯と武丁の受命は、いづれもみな、義による〔義から出た〕ものであったから、天の多くの福祿をになえることになった、ということである。（ここの場合も）義にしたがって行動していれば、殤公は、このような命を受け、このような福祿をになえるはずであったが、公子馮が、父〔穆公〕の義にしたがわず、いかって出奔し、鄭にたよってもどろうとし、結局、咸宜〔みな義である場合〕の福祿をそこなってしまった。だから、「人を見る目がある」という評語は、宣公だけにあてられているのである。殷の禮では、兄弟間でも相續し、子や孫に傳えるとは限らない。宋はその後裔であるから、「商頌」を引き合いに出したのである。

傳冬齊鄭盟于石門　尋盧之盟也

㊟盧の盟は、《春秋》の前にあった。「盧」は、齊地であり、今の濟北の盧縣の故城である。

傳庚戌鄭伯之車僨于濟

㊟盟った後で、大風に遇った。（つまり）傳は、異變を記しているのである。十二月に庚戌（の日）はない。日（の方）が誤っているのである。

附疏に「長歷推此年　十二月甲子朔」とあるのを參照。

傳衞莊公娶于齊東宮得臣之妹　曰莊姜

㊟「得臣」は、齊の太子である。太子は、上位につくことはないから、いつも東宮にいるのである。

附『詩』衞風〈碩人〉の疏に「服虔云　得臣　齊太子

名　居東宮」とあるのを參照。
なお、注の「此」は、按勘記に從って、衍文とみなす。

團美而無子　衞人所爲賦碩人也

㊟「碩人」は、『詩』である。〝莊姜は、美人であるうえに賢であったのに、むくいられず、結局、子が出來なかったので、國人が彼女のことをあわれんだ〟という意味を取ったのである。

附『詩』衞風〈碩人〉の序に「碩人　閔莊姜也　莊公惑於嬖妾　使驕上僭　莊姜賢而不荅　終以無子　國人閔而憂之」とあるのを參照。

團又娶于陳　曰厲嬀　生孝伯　早死

㊟「陳」は、今の陳國の陳縣である。

團其娣戴嬀生桓公　莊姜以爲己子

㊟「嬀」は、陳の姓である。「厲」・「戴」は、いづれもみな、謚である。莊姜の子になったけれども、太子の位は未だ決まっていなかった。

團公子州吁　嬖人之子也

㊟「嬖」は、親幸〔寵愛〕である。

團有寵而好兵　公弗禁　莊姜惡之　石碏諫曰　臣聞愛子　教之以義方

㊟「石碏」は、衞の大夫である。

附『史記』衞世家の〈集解〉に「賈逵曰　石碏　衞上卿」とある。

團弗納於邪　驕奢淫泆　所自邪也　四者之來　寵祿過也　將立州吁　乃定之矣　若猶未也　階之爲禍

㊟太子に立てるつもりなら、早く決めるべきであって、もし、早く決めなければ、州吁は、必ず寵にたよって、禍いをひきおこす、ということである。

附疏に「服虔云　言此四者過　從邪起」とある〔傳文の意味は、實は逆であろうが〕。

團夫寵而不驕　驕而能降　降而不憾　憾而能眕者　鮮矣

㊟このような者は少ない。（普通は）地位をおとせば、必ず恨み、恨めば、心が亂れて、自分を抑えられなくなる。

附昭公元年の注に「鮮　少也」とあり、宣公二年の注に「憾　恨也」とあるのを參照。また、『爾雅』釋言に「眕　重也」とあるのを參照。

團且夫賤妨貴　少陵長　遠間親　新間舊　小加大

㊟（「小加大」とは）小國でありながら、大國に攻撃をしかける、ということであり、「息侯が鄭を伐った」〔十一年傳文〕ような類である。

團淫破義　所謂六逆也　君義臣行　父慈子孝　兄愛弟敬　所謂六順也

㊟（「君義臣行」とは）臣が君の義を行う、ということである。

團去順效逆　所以速禍也　君人者　將禍是務去　而速之　無乃不可乎　弗聽　其子厚與州吁游　禁之　不可　桓公立　乃老

㊟「老」は、致仕〔引退〕である。四年の經に「州吁がその君を弑した」と書かれているから、傳は、經に先んじて事件（の敍述）を始めたのである。

附序に「左丘明受經於仲尼　以爲經者不刊之書也　故傳或先經以始事　或後經以終義」とあるのを參照。

〔隱公四年〕

經四年春王二月莒人伐杞取牟婁

㊟傳はない。「取」と書いているのは、容易だったことを言わんとしてである。例は、襄公十三年にある。「杞」國は、はじめ、陳留の雍丘縣に都した。事跡をたずねてみると、桓公六年に、淳于公が國を失ったとき、杞は、これを併合して、都を淳于に遷したようである。僖公十四年には、さらに緣陵に遷った。（そして）襄公二十九年に、晉人が杞の淳于に城いたとき、杞は、また都を淳于に遷したのである。「牟婁」は、杞の邑である。城陽の諸縣の東北部に婁鄉がある。

附注の「例在襄十三年」については、襄公十三年の傳文に「凡書取　言易也」とある。

注の「推尋事跡云云」については、桓公五年の傳文に「冬淳于公如曹　度其國危　遂不復」とあり、同六年の傳文に「春自曹來朝　書曰寔來　不復其國也」とあるのを參照。また、僖公十四年の傳文に「春諸侯城緣陵而遷杞焉」とあるのを參照。また、襄公二十九年に「仲孫羯會晉荀盈齊高止宋華定衞世叔儀鄭公孫段曹人莒人滕人薛人小邾人城杞」とあり、昭公元年の傳文に「城淳于」とあり、注に「襄二十九年城杞之淳于　杞遷都」とあるのを參照。

經戊申衞州吁弑其君完

注臣を稱して君を弑しているのは、臣の方に罪があったからである。例は、宣公四年にある。「戊申」は、三月十七日である。（つまり、この記事は）日があって月がないのである〔史官の闕文であって、上の「二月」をうけているわけではない〕。

附注の前半については、宣公四年の傳文に「凡弑君稱君　君無道也　稱臣　臣之罪也」とあり、注に「稱君　謂唯書君名而稱國以弑　言衆所共絶也　稱臣者謂書弑者之名以示來世　終爲不義」とある。

なお、疏に引く『釋例』に「州吁無知不稱公子公孫賈氏以爲弑君取國　故以國言之　案公子商人　亦弑君取國　而獨稱公子（中略）推尋經文　自莊公以上　諸弑君者　皆不書氏　閔公以下　皆書氏　亦足明時史之異同　非仲尼所皆刊也」とある。

注の後半については、疏に「長歷推此年　二月癸亥朔」とあるのを參照。

經夏公及宋公遇于清

注「遇」とは、倉卒の會合であって、二國がそれぞれ儀禮を簡略にし、道路でたまたま出遇ったかのようにしたのである。「清」は、衞の邑である。濟北の東阿縣に清亭がある。

附疏に引く『釋例』に「遇者　倉卒簡儀　若道路相逢遇者耳」とあるのを參照。

なお、疏に「劉賈以遇者　用冬遇之禮」とある。

經宋公陳侯蔡人衞人伐鄭

注公子翬は、魯の大夫である。「公子」と稱していないのは、彼が君に不義をむり強いしたことをにくんでである。諸外國の大夫を貶する場合には、いづれもみな、「人」と稱している、のに對して、內〔魯〕の大夫を貶する場合には、いづれもみな、族をとり去って名を稱している、のは、記事の體として、他國には「某人」と言えるが、自國の卿佐には「魯人」と言えないから、異なっているのである。翬〔ここ〕と溺〔莊公三年〕とについて、族をとり去って、傳に「にくんでである」とあり、叔孫豹〔襄公二十七

年」について、（族をとり去って、傳に）「命に違反したことを言わんとしてである」とあるのが、その例である。

附注の「魯之卿佐」の「魯」は、校勘記に従って、「國」に改める。

經九月衞人殺州吁于濮

注州吁は、君を弑して立ったが、未だ（諸侯の）會に列席していなかったから、「君」と稱していないのである。例は、成公十六年にある。「濮」は、陳地で、川の名である。

附注の「例在成十六年」については、成公十六年の傳文に「曹人請于晉曰（中略）若有罪　則君列諸會矣」とあり、注に「諸侯雖有簒弑之罪　侯伯已與之會　則不復討　前年會于戚　曹伯在列　盟畢乃執之　故曹人以爲無罪」とある。なお、宣公元年の傳文に「會于平州　以定公位」とあり、注に「簒立者　諸侯既與之會　則不得復討　臣子殺之　與弑君同　故公與齊會　而位定」とあるのを參照。

注の「濮　陳地」については、『史記』衞世家の〈集解〉に「服虔曰（中略）濮　陳地」とあり、同〈索隱〉に「賈逵曰　濮　陳地」とあるのを參照。

經冬十有二月衞人立晉

注衞人は公子晉を迎えて立てたのであるが、晉が衆人の支持を得たことを善とするから、「衞に入った」とは書かず、表現を變えることによって、義を示したのである。例は、成公十八年にある。

附成公十八年の傳文に「凡去其國　國逆而立之　曰入」とある。

傳四年春衞州吁弑桓公而立

傳公與宋公爲會　將尋宿之盟　未及期　衞人來告亂　夏公及宋公遇于清

注宿の盟は、元年にある。

附元年に「九月及宋人盟于宿」とある。

傳宋殤公之卽位也　公子馮出奔鄭　鄭人欲納之　及衞州吁立　將脩先君之怨於鄭

㊟二年に「鄭人が衞を伐った」ことに對する怨みをいう。
附『詩』邶風〈擊鼓〉の序疏に「先君之怨　服杜皆云　隱二年鄭人伐衞　是也」とあるのを參照〔魯の隱公二年は、衞の桓公の時にあたる〕。ただし、ここの疏には「服虔以先君爲莊公」とある。
團而求寵於諸侯以和其民
㊟諸々の簒立者は、諸侯がこれと會してしまえば、もはや討つことが出來ない〔正式な君として認められる〕。だから、このような寵〔支持、つまり、會してもらうこと〕を求めようとしたのである。
團使告於宋曰　君若伐鄭以除君害
㊟「害」とは、宋の公子馮のことをいう。
附『詩』邶風〈擊鼓〉の序疏に「言以除君害者　服虔云　公子馮將爲君之害」とあるのを參照。
團君爲主　敝邑以賦與陳蔡從　則衞國之願也
㊟國の賦調〔とりたてた財物〕を（ことごとく）ひっさげて、ということである。
附異説として、『詩』邶風〈擊鼓〉の序疏に「言以賦與陳蔡從者　服虔云　賦　兵也　以田賦出兵　故謂之賦」とある。
團宋人許之　於是陳蔡方睦於衞
㊟「蔡」は、今の汝南の上蔡縣である。
團故宋公陳侯蔡人衞人伐鄭　圍其東門　五日而還　公問於衆仲曰　衞州吁其成乎
㊟「衆仲」は、魯の大夫である。
附『詩』邶風〈擊鼓〉の序説に「春秋之例　首兵者爲主　今伐鄭之謀　州吁爲首　所以衞人敍於陳蔡之下者　服虔云　衞使宋爲主　使大夫將　故敍衞於陳蔡下」とある。
團對曰　臣聞以德和民　不聞以亂
㊟「亂」とは、（下の）「武力をたのみ、むごいことも平氣でする」ことをいう。
團以亂　猶治絲而棼之也
㊟絲を縺れさせれば、ますます亂れることになる。
團夫州吁阻兵而安忍　阻兵無衆　安忍無親　衆叛親離　難以濟矣
㊟武力をたのめば、民がそこなわれ、民がそこなわれれば、衆人が叛く。むごいことも平氣ですれば、刑罰が度を過し、刑罰が度を過せば、親近者も離れる。

附『文選』〈西征賦〉の注に「杜預左氏傳注曰　阻恃也」とあり、同〈辯亡論〉の注に「又衆仲曰　夫州吁阻兵而安忍　杜預曰　阻　恃也」とあるのを参照。

團夫兵猶火也　弗戢　將自焚也　夫州吁弑其君　而虐用其民　於是乎不務令德　而欲以亂成　必不免矣

團秋諸侯復伐鄭　宋公使來乞師

注師を乞うたことが（經に）書かれていないのは、卿ではなかったからである。

團公辭之

注衆仲の意見に従ったのである。

團羽父請以師會之

注「羽父」とは、公子翬のことである。

團公弗許　固請而行　故書曰翬帥師　疾之也　諸侯之師敗鄭徒兵　取其禾而還

注（「徒兵」と言っているのは）この時、鄭は車戰しなかった、からである。

團州吁未能和其民　厚問定君於石子

注「石子」とは、石碏のことである。州吁（の地位）が安定していないことについて、自分の父に相談したのである。

團石子曰　王覲爲可　曰　何以得覲　曰　陳桓公方有寵於王　陳衞方睦　若朝陳使請　必可得也　厚從州吁如陳　石碏使告于陳曰　衞國褊小　老夫耄矣　無能爲也　此二人者　實弑寡君　敢卽圖之

注八十を「耄」という。國は小さく、自分は老いぼれている、と稱して、へりくだって陳にまかせ、二人の陳行き（の機會）を利用して、むこうで彼らを處分させようとしたのである。

團陳人執之　而請涖于衞

注衞人が自分達で出向いて彼らを討つよう、求めたのである。

附僖公三年の注に「涖　臨也」とあるのを参照。

團九月衞人使右宰醜涖殺州吁于濮　石碏使其宰獳羊肩涖殺石厚于陳　君子曰　石碏　純臣也　惡州吁而厚與焉　大義滅親　其是之謂乎

注子が君を弑した賊に従うのは、國の大逆であるため、除かないわけにゆかないから、「大義、親を滅す」

と言っているのであって、小義ならば、もちろん、子への愛情〔親〕と両立させるべきである。

附『史記』衞世家の〈集解〉に「服虔曰　右宰醜　衞大夫」とある。

なお、注の「常」は、校勘記に従って、「當」に改める。

團衞人逆公子晉于邢　冬十二月宣公卽位

㊟（「宣公」とは）公子晉のことである。

附『史記』衞世家の〈集解〉に「賈逵曰　邢　周公之胤　姬姓國」とある。

團書曰　衞人立晉　衆也

〔隱公五年〕

經五年春公矢魚于棠

㊟「魚をつらねた」と書いているのは、それによって、非禮であることを示したのである。「棠（で）」と書いているのは、遠い土地であることを譏ったのである。今、高平の方與縣の北部に武唐亭がある。魯侯の觀魚臺である。

附下の傳文に「書曰　公矢魚于棠　非禮也　且言遠地也」とあり、注に「矢亦陳也　棠實他竟　故曰遠地」とあるのを參照。

經夏四月葬衞桓公

經秋衞師入郕

㊟將が卑く師が多い場合は、ただ「師」と稱する。これが史官の常〔きまり〕である。

附二年の經「夏五月莒人入向」の注に「將卑師少　稱人」とあるのを參照〔なお、そこの附も參照〕。

經九月考仲子之宮　初獻六羽

㊟仲子の宮を成し、その主を安置して祭ったのである。惠公は、仲子の掌の紋樣によって彼女を娶り、夫人にしたいと思ったが、諸侯に二人の嫡夫人は許されなかった。おそらく、隱公は、父の遺志をとげようとして、仲子のために別に宮を立てたのであろう。「公が羽（を持つ人）の數をたずねた」〔下の傳文〕から、（「佾」ではなくて）「羽」と書いているの

である。婦人には諡がないから、姓〔「子」〕をそのまま宮の名にしているのである。

附注の「安其主而祭之」は、すぐ上の「成仲子宮」を説明しているのか、あるいは、「成仲子宮」とは別のことなのか、はっきりしない。もし前者ならば、公羊傳文に「考宮者何　考猶入室也　始祭仲子也」とあるのを参照。もし後者ならば、疏に「服虔云宮廟初成　祭之　名爲考　將納仲子之主　故考成以致其五祀之神以堅之」とあるのを参照。なお、『爾雅』釋詁に「考　成也」とある。

經邾人鄭人伐宋

注邾は、兵に主となったから、鄭の上におかれているのである。

附公羊經の何注に「邾婁小國　序上者　主會也」とあるのを参照。

經螟

注傳はない。（「螟」は）苗の心を食う蟲である。災害をもたらしたから、書いたのである。

附『爾雅』釋蟲に「食苗心　螟」とあるのを参照。また、莊公二十九年の傳文に「凡物　不爲災　不書」とあるのを参照。

經冬十有二月辛巳公子彄卒

注大夫には、「卒」は書くが、「葬」は書かない。（大夫の）葬は、臣子の（私）事であって、公家が關與すべきものではない、からである。

經宋人伐鄭圍長葛

注潁川の長社縣の北部に長葛城がある。

傳五年春公將如棠觀魚者　臧僖伯諫曰　凡物不足以講大事

注「臧僖伯」とは、公子彄のことである。「僖」は、諡である。「大事」とは、祭祀と戰爭である。

附成公十三年の傳文に「國之大事　在祀與戎」とあるのを参照。

傳其材不足以備器用　則君不舉焉

注「材」とは、（下の傳文の）皮革・齒牙・骨角・毛

羽をいう。「器用」とは、軍事〔戰爭〕と國事〔祭祀〕の器である。

團君將納民於軌物者也　故講事以度軌量謂之軌　取材以章物采謂之物　不軌不物謂之亂政　亂政亟行　所以敗也

㊟器用・衆物が法度に合致しなければ〔兵器と祭器の製作に使わない材や、祭祀と戰爭の演習に役立たない物に、かかわれば〕、「不軌」・「不物」であり、亂亡の原因になる、ということである。

團故春蒐夏苗秋獮冬狩

㊟「蒐」は、索〔えらぶ〕である。孕んでいない者をえらび取るのである。「苗」は、苗のために害を除くのである。「獮」は、殺である。殺を名稱にしているのは、秋氣に順ったのである。「狩」は、圍守〔圍んで逃さない〕である。冬は物がことごとく成熟するから、獲れば（みな）取りこみ、選擇はしないのである。

附『周禮』大司馬の鄭注に「春田爲蒐」「夏田爲苗　擇取不孕任者　若治苗去不秀實者」「秋田爲獮　獮殺也」「冬田爲狩　言守取之　無所擇也」とあるのを參照。また、疏に引く『白虎通義』に「王者諸侯所以田獵何　爲田除害　上以共宗廟　下以簡集士衆也　春謂之田何　春　歲之本　舉本名而言之也　夏謂之苗何　擇去懷任者也　秋謂之蒐何　蒐索肥者也　冬謂之狩何　守地而取之也　四時之田　揔名爲田何　爲田除害也」とあるのを參照。なお、『春秋繁露』陰陽義に「秋　怒氣也　故殺」とあり、同四時之副に「秋清以殺」とあるのも參照。

團皆於農隙以講事也

㊟それぞれ、その季節の仕事のあいまに行なうのである。

團三年而治兵　入而振旅

㊟（毎年）四時に武事を演習するけれども、その上さらに、三年に一度、大演習を行なう。出るときのを「治兵」という。始めてその事を治めるのである。入るときのを「振旅」という。治兵の禮がおわった後、衆を整えてかえるのである。「振」は整であり、「旅」は衆である。

附莊公八年の公羊傳文に「出曰祠兵　入曰振旅　其禮一也　皆習戰也」とあり、同年の穀梁傳文に「出曰

治兵　習戰也　入曰振旅　習戰也」とあるのを参照。
團歸而飲至　以數軍實
㊟廟で飲して、車徒・器械〔武具〕及び獲物を數えるのである。
團昭文章
㊟（「文章」とは）車服・旌旗である。
附『周禮』大司馬に「中秋教治兵　如振旅之陳　辨旗物之用」とあるのを参照。なお、疏に「服虔解此亦引司馬職文」とある。
團明貴賤　辨等列
㊟「等列」とは、行伍〔隊列〕である。
團順少長
㊟出るときは、少壯者が前におり、かえるときは、後にいるのが、所謂「順」である。
附莊公八年の何注に「祠兵　壯者在前　難在前　振旅壯者在後　復長幼　且衞後也」とあるのを参照。
團習威儀也　鳥獸之肉不登於俎
㊟「俎」は、宗廟を祭るための器である。
團皮革齒牙骨角毛羽不登於器
㊟これらの材を使って法度の器〔兵器と祭器〕をかざる〔しあげる〕ことをいう。
附疏に「服虔以上登爲升　下登爲成」とある。なお、昭公三年の傳文「以登於釜」の注に「登　成也」とあるのを参照。
團則公不射　古之制也　若夫山林川澤之實　器用之資　皁隷之事　官司之守　非君所及也
㊟士の臣が「皁」、皁の臣が輿、輿の臣が「隷」である〔昭公七年傳文〕。このような雜多な物を取って、器具の材料や中身として提供するのは、小臣や有司の仕事であって、諸侯が自分ですべきことではない、ということである。
團公曰　吾將略地焉
㊟「地を略するためである」と、いいのがれしたのである。「略」は、統轄し巡行することの名稱である。（僖公九年の）傳に「東略はわかりませんが、西は無理でしょう」とある。
附宣公十五年の傳文「以略狄土」の注に「略　取也」とあり、同十一年の傳文「略基趾」の注に「略　行也」とあるのを参照。また、昭公七年の傳文「天子經略」の注に「經營天下　略有四海　故曰經略」と

あるのを参照。

團遂往　陳魚而觀之

㊟「陳」は、設張〔ならべる〕である。公は、魚を捕る道具を大規模にならべ（させ）て、見物したのである。

團僖伯稱疾不從　書曰　公矢魚于棠　非禮也　且言遠地也

㊟「矢」もまた陳である。「棠」は、實は他國の領土であったから、「遠地」と言っているのである。

附注の「矢亦陳也」については、『爾雅』釋詁に「矢陳也」とあるのを参照。

注の「棠魯地竟」は、諸本に從って、「棠實他竟」に改める。なお、異説として、疏に引く『釋例』に「舊説　棠　魯地」とあり、また、『史記』魯世家の〈集解〉に「賈逵曰　棠　魯地」とある。

團曲沃莊伯以鄭人邢人伐翼

㊟「曲沃」は、晉の別封で、成師の邑である。河東の聞喜縣にあった。「莊伯」は、成師の子である。「翼」は、晉の舊都で、平陽の絳邑縣の東部にあった。「邢」國は、廣平の襄國縣にあった。

團王使尹氏武氏助之　翼侯奔隨

㊟「尹氏」・「武氏」は、いづれもみな、周の世族の大夫である。晉は、國内で攻伐し合っていて、亂を赴告してこなかったから、（經に）書かれていないのである。傳がこの事件を書いているのは、後の晉の事件のために、本を張ったのである。曲沃及び翼の本末は、桓公二年に見える。「隨」は、晉地である。

團夏葬衞桓公　衞亂　是以緩

㊟州吁の亂があったため、十四箇月でようやく葬った。（つまり）傳は、（單に）怠ったためではない、ということを明らかにしているのである。

附元年の傳文に「天子七月而葬（中略）諸侯五月」とあるのを参照。

團四月鄭人侵衞牧

㊟「牧」は、衞の邑である。經に「夏四月葬衞桓公」と書かれているのに、今ここで、傳では、ただ「夏

（葬衞桓公）」と言い、かわりに、「四月」を「鄭人侵衞牧」の方につけているのは、下の事件については、月を書いて事の前後を明らかにする必要があるから、（葬については）經文を完全には擧げなかった〔月を省いた〕のである。三年の「君氏卒」も、その意味は同じである。他はみな、これに倣う。

附注の「三年君氏卒　其義亦同」については、三年の經文に「夏四月辛卯君氏卒」とあり、その傳文に「夏君氏卒」とあり、下の傳文に「四月鄭祭足帥師取温之麥　秋又取成周之禾」とある。

傳以報東門之役

注東門の役は、四年にある。

傳衞人以燕師伐鄭

注（「燕」は）南燕國であり、今の東郡の燕縣である。

傳鄭祭足原繁洩駕以三軍軍其前　使曼伯與子元潛軍軍其後　燕人畏鄭三軍而不虞制人

注「北制」は、鄭の邑であり、今の河南の城皐縣である。またの名を「虎牢」という。

附ここの注は、本來、すぐ下の傳文についていたものかもしれない〔？〕。

傳六月鄭二公子以制人敗燕師于北制

注「二公子」とは、（上の）曼伯と子元である。

傳君子曰　不備不虞　不可以師

傳曲沃叛王　秋王命虢公伐曲沃　而立哀侯于翼

注春に翼侯は隨に奔っていたから、その子の光を立てたのである。

傳衞之亂也　郕人侵衞　故衞師入郕

注「郕」は、國である。東平の剛父縣の西南部に郕鄉がある。

傳九月考仲子之宮　將萬焉

注「萬」は、舞（の名）である。

傳公問羽數於衆仲

注羽をもつ人の數をたずねたのである。

傳對曰　天子用八

注八かける八で、六十四人である。

傳諸侯用六

注六かける六で、三十六人である。

附疏に「何休説如此　服虔以用六爲六八四十八　大夫四爲四八三十二　士二爲二八十六」とある。なお、『宋書』樂志に「宋文帝元嘉十三年　司徒彭城王義康於東府正會　依舊給伎　總章工馮大列　相承給諸王伎十四種　其舞伎三十六人　太常傅隆以爲　未詳此人數所由　唯杜預注左傳佾舞云諸侯六六三十六人　常以爲非　夫舞者所以節八音者也　八音克諧　然後成樂　故必以八人爲列　自天子至士　降殺以兩兩者　減其二列爾　預以爲一列又減二人　至士止餘四人　豈復成樂　按服虔注傳云　天子八八　諸侯六八　大夫四八　士二八　其義甚允　今諸王不復舞佾　其總章舞伎　卽古之女樂也　殿庭八八　諸王則應六八　理例坦然　又春秋　鄭伯納晉悼公女樂二八　晉以一八賜魏絳　此樂以八人爲列之證也　若如議者　唯天子八　則鄭應納晉二六　晉應賜絳一六也　自天子至士　其文物典章　尊卑差級　莫不以兩　未有諸侯既降二列　又一列輒減二人　近降太半　非唯八音不具　於兩義亦乖　杜氏之謬可見矣　國典事大宜令詳正　事不施行」とあるのを參照。また、疏に「或以襄十一年鄭人賂晉侯以女樂二八　爲二佾之樂　知自上及下　行皆八人　斯不然矣　彼傳見晉侯減樂之半以賜魏絳　因歌鍾二肆遂言女樂二八　爲下半樂張本耳　非以二八爲二佾　若二八卽是二佾　鄭人豈以二佾之樂賂晉侯　晉侯豈以一佾之樂賜魏絳」とあるのを參照。

團大夫四

㊟四かける四で、十六人である。

團士二

㊟二かける二で、四人である。士でも、功績があれば、舞樂を行なうことを許されるのである。

團夫舞所以節八音而行八風

㊟「八音」とは、金・石・絲・竹・匏・土・革・木である。「八風」とは、八方の風である。八音の樂器によって八方の風をゆきわたらせ、手で舞い足で蹈み、節度を保ちつつ思いを表わすのである。

附注の「八音云云」については、『周禮』大師に「皆播之以八音　金石土革絲木匏竹」とあり、鄭注に「金　鍾鎛也　石　磬也　土　塤也　革　鼓鼗也　絲　琴瑟也　木　柷敔也　匏　笙也　竹　管簫也」とあるのを參照。

注の「八風云云」については、本疏に「服虔以爲八卦之風　乾音石　其風不周　坎音革　其風廣莫　艮音匏　其風融　震音竹　其風明庶　巽音木　其風清明　離音絲　其風景　坤音土　其風涼　兌音金　其風閶闔」とあり、昭公二十年の疏に「賈逵云　兌爲金　爲閶闔風也　乾爲石　爲不周風也　坎爲革　爲廣莫風也　艮爲匏　爲融風也　震爲竹　爲明庶風也　巽爲木　爲清明風也　離爲絲　爲景風也　坤爲土　爲涼風也」とあるのを参照。また、『國語』周語下の韋注に「正西曰兌　爲金　爲閶闔風　西北曰乾　爲石　爲不周　正北曰坎　爲革　爲廣莫　東北曰艮　爲匏　爲融風　正東曰震　爲竹　爲明庶　東南曰巽　爲木　爲清明　正南曰離　爲絲　爲景風　西南曰坤　爲瓦　爲涼風」とあるのを参照。

注の「手之舞之　足之蹈之」については、『禮記』樂記及び『詩』大序に「不知手之舞之　足之蹈之也」とあるのを参照。

團故自八以下

㊟天子だけが、物の數をきわめることが出來るから、八を列とするのであって、諸侯は、八を用いることはしない。

團公從之　於是初獻六羽　始用六佾也

㊟魯は、文王と周公の廟だけに八を用いることが出來るはずなのに、それをそのまま援用して、他公にも、分をこえて八を用いていた。（しかし）今ここで、隱公は、特にこのような婦人の廟を立てて、詳らかに衆仲にたずね、衆仲は、それを機に、大典を明らかにしたのである。だから、傳も、これをうけて、「始めて六佾を用いた」と言っているのである。（なお）その後、季氏が八佾を庭で舞わせているから、仲子の廟でだけ〔この時だけ〕六を用いたことがわかる。

㊟注の「季氏舞八佾於庭」については、『論語』八佾に「孔子謂季氏　八佾舞於庭　是可忍也　孰不可忍也」とあるのを参照。

なお、挍勘記に從って、注の「詳問衆仲」の下に、「衆仲」の二字を補う。

團宋人取邾田　邾人告於鄭曰　請君釋憾於宋　敝邑爲道

㊟四年に二度も伐たれた恨みを晴らせ、ということである。

附四年に「宋公陳侯蔡人衞人伐鄭」とあり、また「秋壘師師會宋公陳侯蔡人衞人伐鄭」とある。

なお、宣公二年の注に「憾　恨也」とあるのを参照。

團鄭人以王師會之

㊟王の師のことが（經に）書かれていないのは、赴告してこなかったからである。

附經には、ただ「邾人鄭人伐宋」とある。

團伐宋　入其郛　以報東門之役

㊟「郛」は、郭である。東門の役は、四年にある。

團宋人使來告命

㊟命〔事件〕を報告してきたから、（史官が）典策に書いたのである。

附十一年の傳文に「凡諸侯有命　告則書」とあり、注に「命者　國之大事政令也　承其告辭　史乃書之於策」とあるのを参照。

團公聞其入郛也　將救之　問於使者曰　師何及　對曰未及國

㊟公が知っていながらわざとたずねたことに腹を立て、（公を）責めとがめた言葉である。

團公怒　乃止　辭使者曰　君命寡人同恤社稷之難　今問諸使者　曰　師未及國　非寡人之所敢知也

㊟七年の「（秋）公伐邾」のために傳したのである。

團冬十二月辛巳臧僖伯卒　公曰　叔父有憾於寡人

㊟諸侯が同姓の大夫を呼ぶ場合、年長者には「伯父」といい、年少者には「叔父」という。「有恨〔有憾〕」とは、魚を觀ることを諫めて聽き入れられなかった恨みである。

附『詩』小雅〈伐木〉の疏に「服虔左傳注云　諸侯稱同姓大夫　長曰伯父　少曰叔父」とあるのを参照。また、宣公二年の注に「憾　恨也」とあるのを参照。

團寡人弗敢忘　葬之加一等

㊟命服の等級を（一つ）上げたのである。

團宋人伐鄭圍長葛　以報入郛之役也